

犬猫を譲り受けるための条件について(ご案内)

当センターで飼養している犬猫を譲り受けるには、次の条件があります。
この条件に合わない、または守れない方には、犬猫をお渡しできません。

譲渡条件

(共通)

- 1 譲渡を希望し、犬猫の飼い主となる方(以下「申請者」という)が原則長崎市もしくは近隣の市町村(長与町・時津町・諫早市)に住む18歳以上64歳以下の成人であること。
- 2 犬・猫を飼育することについて、同居している家族全員の同意が得られていること。
- 3 譲り受けた犬・猫と、家族として終生を共に暮らし、犬・猫の適切な生活の質を守ること。
- 4 申請者が病気等で飼育できないときは、代わって世話をする人が居ること。
- 5 申請者が一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯、またはこれらに準ずる世帯の場合は、申請者の病気や不在時等に代わって面倒を見ていただける方に関する誓約書を提出すること。
- 6 住居が賃貸住宅の場合、犬・猫の飼育が認められていること。
- 7 将来引っ越しすることとなった場合、引っ越し後も飼い続ける、または、必ず新たな飼い主を探し、終生飼育できる人に確実に譲り渡すことができること。
- 8 譲り受けた犬・猫の不妊去勢手術を、必ず行うこと。
- 9 多頭飼育はしないこと。(現在、犬猫あわせて2頭以上飼っている方は、譲渡対象外)
- 10 譲渡時に署名する誓約書の内容を守ること。

(犬の場合)

- 12 犬が逃げ出さない飼育環境を備えること。
- 13 必ず家庭犬としてのしつけをすること。

(猫の場合)

- 14 必ず室内で飼育し、逃げ出さないようにすること。



《譲渡までの基本的な手順》

- (1) 当日の引き渡しはできません
- (2) 書類審査等により、適正な飼養をしていただけることを確認します。
(内容に応じて、飼育予定環境の確認のための現地調査等を行うことがあります。)
- (3) 譲渡が決定した場合、トライアル期間(概ね2週間～)を設けてお引き渡しします。
- (4) トライアル期間経過後に正式譲渡となります。